秋田市公報
あきた

第1211号 号外第2号

令和7年10月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所　秋田市総務部文書法制課
電話　018-888-5427

目次

人事行政の運営等の状況の公表

人事行政の運営等の状況の公表　人事課

人事行政の運営等の状況の公表

令和６年度における本市の人事行政の運営等の状況について、秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年秋田市条例第９号）第６条の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和７年９月３０日

秋田市長　沼　谷　　純

1　職員の任免および職員数に関する状況

(1) 令和６年度実施職員採用試験による採用者数

（単位：人）

区　　分	行政	文化財保護主事	土木	建築	電気	機械	化学	獣医師	保健師	保育士	動物専門員	学芸員	消防	計
大学卒業程度	39	1	1	1	－	1	－	－	－	－	－	－	8	51
高校卒業程度	6	－	4	－	－	1	－	－	－	－	－	－	6	17
職務経験者	7	－	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	13
障がい者	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0
獣医師	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	1
保健師	－	－	－	－	－	－	－	－	3	－	－	－	－	3
保育士	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4	－	－	－	4
動物専門員	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	－	－	2
学芸員	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	－	2
計	52	1	8	1	0	2	0	1	3	4	2	2	17	93

※行政（大学卒業程度）の内訳：行政Ａ37人、行政Ｂ1人
※行政（職務経験者）の内訳：行政2人、行政（移住）4人、デジタル1人、デジタル（移住）0人

(2) 令和６年度職種別事由別退職者数

（単位：人）

職種	定年退職	勧奨退職	その他					計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
一般行政職	31	8	32	－	－	－	－	71
消防職	14	－	3	－	－	－	2	19
企業職	9	－	2	－	－	－	2	13
技能労務職	10	－	4	－	－	－	－	14
教育職	－	－	15	－	－	－	－	15
計	64	8	56	0	0	0	4	132

・消防職　…　秋田市消防の職員をいいます。
・企業職　…　地方公営企業(秋田市上下水道局)の職員をいいます。
・技能労務職　…　公用車運転、施設の維持管理、庁務、給食調理等の業務に従事する職員をいいます。
　　(企業職を除きます。)
・教育職　…　秋田市立高等学校等の教育職員をいいます。

(3) 職員数

（単位：人）

	令和7年4月1日現在						令和6年4月3日現在					
	条例定数	定数内職員	定数外職員	合計数	再任用短時間職員	会計年度任用職員	条例定数	定数内職員	定数外職員	合計数	再任用短時間職員	会計年度任用職員
市長事務部局	1,740	1,691	30	1,721	56	66	1,740	1,678	33	1,711	70	65
公平委員会	3		－	0	－	－	3	－	－	－	－	－
市議会	20	19	－	19	1	－	20	19	－	19	1	－
選挙管理委員会	7	7	－	7	－	55	7	7	－	7	－	－
監査委員	9	8	－	8	－	－	9	8	－	8	－	－
農業委員会	14	14	－	14	－	－	14	13	－	13	1	－
教育委員会	330	266	1	267	20	－	330	284	1	285	10	－
上下水道局	203	172	4	176	9	－	203	185	1	186	7	－
消　　防	445	425	3	428	7	－	445	416	3	419	16	－
計	2,771	2,602	38	2,640	93	121	2,771	2,610	38	2,648	105	65

※公営企業管理者・教育長は職員数から除きます。
※消防長は職員数に含みます。
※再任用短時間職員には、暫定再任用短時間職員、定年前再任用短時間職員を含みます。
※会計年度任用職員はフルタイムのみの人数です。

２　職員の人事評価の状況

平成27年度までは、勤務成績の評定について、主席主査以上の職員について年１回各所属長を通じて行い、人事異動における職員配置や昇任・昇格などの人事管理に活用していました。

平成28年度からは、勤務成績の評定にかわり人事評価制度を導入し、評価結果を人事管理の基礎として活用することとして、以下のとおり運用しています。

人事評価制度の概要

対　　象

常勤の職員で一般職に属する者、再任用職員、会計年度任用職員

評 価 者

<table>
<tr><th>被評価者</th><th>一次評価者</th><th>二次評価者</th></tr>
<tr><td>部長級職員</td><td>副市長</td><td>－</td></tr>
<tr><td>次長級職員</td><td rowspan="2">部長</td><td rowspan="2">副市長</td></tr>
<tr><td>課長級職員</td></tr>
<tr><td>課長補佐級、主席主査級、
主査級、主任級、
一般職（主事、技師等）</td><td>所属長</td><td>次長</td></tr>
<tr><td>再任用職員、会計年度任用職員</td><td>所属長</td><td>－</td></tr>
</table>

評価期間

当該年度４月１日から３月３１日まで

評価方法

能力評価 … 被評価者の職位に応じた標準職務遂行能力を基準として、評価項目の着眼点ごとに能力の程度を評価する

業績評価 … 被評価者の職位に応じた期待役割を基準として、目標ごとに達成の程度を評価する

3　職員の給与の状況

令和６年度は、秋田県人事委員会勧告に準拠し、給料月額を引き上げるとともに、期末・勤勉手当の支給率について年間0.15月の引上げを実施しました。今後も、国の制度改正や社会情勢の動向を見据えながら、給与制度の一層の適正化に努めます。

(1) 人件費の状況（令和６年度普通会計決算）

人件費には、一般職と特別職の職員の給与、報酬のほか、共済組合負担金、退職手当、退職年金、公務災害補償費等を含みます。

（単位：千円）

歳出額(A)	155,016,487
実質収支	1,832,181
人件費(B)	23,181,121
人件費率(B/A)	15.0%
令和５年度の人件費率	13.6%
住民基本台帳人口(令和7年3月31日現在)	291,412人

(2) 職員給与費の状況（令和７年度普通会計当初予算）

職員給与費には、報酬、給料および扶養、通勤、住居等の諸手当および児童手当を含み、退職手当を含みません。

（単位：千円）

職員数(A)		2,518人
給与費	給料	9,734,464
	職員手当	2,055,081
	期末・勤勉手当	3,944,471
	計(B)	15,734,016
年間１人当たりの給与費(B/A)		6,249

※会計年度任用職員を除く

(3) 職員の給料の状況(一般行政職・令和7年4月1日現在)

（単位：円）

月別初任給、経験年数別平均給料	大学卒	初任給		227,201
		採用２年経過後の給料額		234,956
		経験年数	５年以上１０年未満	263,400
			１０年以上１５年未満	287,800
			１５年以上２０年未満	321,100
	高校卒	初任給		195,880
		採用２年経過後の給料額		207,563
		経験年数	５年以上１０年未満	234,000
			１０年以上１５年未満	255,500
			１５年以上２０年未満	286,500
平均給料月額				323,200
平均年齢				42.2歳

(4) 職員手当の状況

（単位：円）

扶養手当	配偶者	行政職給料表(1)８級・ 医療職給料表(1)３級以外の職員	3,000
	子		11,500
	父母等	行政職給料表(1)８級の職員 医療職給料表(1)３級の職員	3,500
		上記以外の職員	6,500
	16歳から22歳までの加算		5,000
住居手当	借家(限度額)		27,500
通勤手当	交通機関・交通用具利用者(限度額)		150,000 （うち交通用具にかかる限度額 38,100）
地域手当	東京23区在勤者		給料・扶養手当等の合計額の20%
	医師		給料・扶養手当等の合計額の16%

特殊勤務手当 (令和６年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合	28.1%
	１人当たりの平均支給年額	35千円
	手当の種類	21種類
	代表的な手当の名称	市税等賦課徴収手当・福祉事務現業手当・救急手当・夜間特殊業務手当・教員特殊業務手当

（単位：千円）

時間外勤務手当	支給総額	令和５年度	669,943
		令和６年度	566,648
	１人当たりの平均支給年額	令和５年度	286
		令和６年度	242

（単位：月分）

期末勤勉手当	６月期支給率(期末手当)	1.25
	６月期支給率(勤勉手当)	1.05
	12月期支給率(期末手当)	1.25
	12月期支給率(勤勉手当)	1.05
	期末手当合計	2.500
	勤勉手当合計	2.100
	職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり	

（単位：月分）

退職手当	基本額	支給率	20年	自己都合	19.6695
				勧奨・定年	24.586875
			25年	自己都合	28.0395
				勧奨・定年	33.27075
			35年	自己都合	39.7575
				勧奨・定年	47.709
			最高限度	自己都合	47.709
				勧奨・定年	47.709
	調整額	職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額（月額０円～59,550円）			
	１人当たり平均支給額(令和６年度)			支給額	17,997千円
				勤続年数	32年2月

※特に記載しているものを除き、内容は令和７年４月１日現在のものです。

(5) 級別職員数の状況(一般行政職・令和7年4月1日現在)

（単位：人、％）

区分(級)	１級	２級	３級			４級			５級	６級	７級	８級	合計
標準的な職	主事 技師	主事 技師	主事 技師	主任	主査	主任	主査	主席主査 (係長)	課長 補佐	課長	次長	部長	
職員数	182	211	19	180	95	1	118	304	167	100	38	15	1,430
構成比	12.7	14.8	1.3	12.6	6.6	0.1	8.2	21.3	11.7	7.0	2.7	1.0	100
１年前の構成比	13.1	11.0	1.4	12.7	8.0	0.1	7.4	21.4	12.7	7.5	3.2	1.5	100

(6) 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区　　分		給料月額等
給料	市長	1,055,700円(1,173,000円)
	副市長	854,050円　(899,000円)
報酬	議長	704,000円
	副議長	655,000円
	議員	625,000円
期末手当	市長 副市長 議長 副議長 議員	(算定方法)
		給料月額等×120/100×支給割合
		(支給割合)
		６月期　1.700 月分　　※議長、副議長、議員は1.675月
		12月期　1.700 月分　　※議長、副議長、議員は1.7　月
		合計　　3.40　月分　　※議長、副議長、議員は3.375月
		※市長は算定した額から10%を減額、副市長は算定した額から５%を減額して支給

※給料の（　）内は、減額措置を行う前の金額です。

4　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間・休暇については、市の条例・規則で定められており、ここではそのうち主なものを掲載しています。それぞれの状況は令和７年４月１日現在のものです。

(1) 一般職員の勤務時間の状況

一週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 一般職員の休暇の状況

種　類		取得可能日数
年次有給休暇		１年につき20日
療養休暇（有給）		①　公務上もしくは通勤における負傷もしくは疾病による場合 必要と認められる期間 ②　①以外の負傷又は疾病により療養を要する場合 ア　結核性の疾病　１年以内 イ　成人病と認められるもの等　270日以内 ウ　その他の負傷又は疾病　90日以内
特別休暇（有給）	骨髄移植等	必要と認められる期間
	ボランティア	１年につき５日以内の期間
	結婚	７日間
	生理	２日以内の期間
	出産(産前)	産前８週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内
	出産(産後)	出産の翌日から８週間を経過する日までの期間
	育児時間	１日を通じて90分以内
	妊産婦保健指導・健康診査	産前：妊娠周期に応じた日数　産後１年まで：１回
	つわり	10日以内の期間
	出産補助	２日(第２子以降は４日)以内の期間
	出産時養育	５日以内の期間
	家族看護等	１年につき６日（対象家族が２人以上いる場合は10日）以内の期間
	短期の介護	１年につき５日（要介護者が２人以上いる場合は10日）以内の期間
	服忌	親族に応じた日数　例）配偶者10日、親および子７日
	祭日	１日
	夏期	６月から１０月までのうち５日
	リフレッシュ	在職期間20年または30年の年度内に３日間
	出生サポート	年５日（体外受精および顕微授精である場合は10日）以内の期間
	災害	必要と認められる期間
介護休暇(無給)		２週間以上かつ６月以内で必要と認められる期間
組合休暇(無給)		１年につき30日

(3) 会計年度任用職員の休暇の状況

種　類			取得可能日数
年次有給休暇			勤務条件・継続年数に応じた日数（最大20日）
療養休暇（無給）			①　公務上もしくは通勤における負傷もしくは疾病による場合 必要と認められる期間 ②　①以外の負傷又は疾病により療養を要する場合 勤務条件に応じた日数（最大10日）
特別休暇	（有給）	結婚	７日間
		妊産婦保健指導・健康診査	産前：妊娠周期に応じた日数　産後１年まで：１回
		服忌	親族に応じた日数　例）配偶者10日、親および子７日
		夏期	６月から１０月までのうち勤務条件に応じた日数（最大５日）
		出産補助	２日以内の期間
		出産時養育	５日以内の期間
		出生サポート	年５日（体外受精および顕微授精である場合は10日）以内の期間
		出産(産前)	産前６週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内
		出産(産後)	出産の翌日から８週間を経過する日までの期間
		災害	必要と認められる期間
	（無給）	生理	２日以内の期間
		育児時間	１日２回それぞれ30分以内の期間
		妊産疾病	必要と認められる期間
		家族看護等	１の年度につき６日（対象家族が２人以上いる場合は10日）以内の期間
		短期の介護	１の年度につき５日（要介護者が２人以上いる場合は10日）以内の期間
介護休暇(無給)			通算93日以内で必要と認められる期間
組合休暇(無給)			１年につき30日

(4) 育児休業等の状況

種　類	取得可能日数
育児休業	子が３歳に達する日まで
育児部分休業	子が小学校に入学する前までの間、一日を通じて２時間以内

5　職員の休業に関する状況

職員の休業については、市の条例・規則で定められており、ここでは、令和６年度中における取得状況を掲載しています。

（単位：人）

	男	女	計
育児休業	31	31	62
育児部分休業	1	10	11
自己啓発等休業	－	－	－
修学部分休業	－	－	－
高齢者部分休業	－	－	－
配偶者同行休業	－	－	－

6　職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が疾病等のためその職責を果たせない場合などに、公務能率の維持を目的として行う不利益処分(降任・免職・休職)をいいます。

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合などに、公務における規律と秩序の維持を目的として行う不利益処分(戒告・減給・停職・免職)をいいます。

(1) 分限処分件数　　(単位：件)

降任	免職	休職	計
－	－	92	92

※件数は、令和６年度中に発令したものです。

(2) 懲戒処分件数　　(単位：件)

戒告	減給	停職	免職	計
－	－	－	－	0

※件数は、令和６年度中に発令したものです。

7　職員の服務の状況

令和６年中における職員の年次有給休暇の取得状況を掲載しています。

令和６年年次有給休暇取得状況　（単位：日）

総付与日数 A	総使用日数 B	使用率(%) C(=B/A*100)	対象職員数(人) D	一人当たりの 平均使用日数 E(=B/D)
101,725	37,331	36.7	2,718	13.7

※総付与日数には、前年からの繰越を含みます。

８　職員の退職管理の状況

市では、平成28年４月１日施行の改正地方公務員法に定めるもののほか、「秋田市職員の退職管理に関する条例」や「秋田市職員の退職管理に関する規則」などにより、職員の退職管理の適正化を図っています。

(1) 元職員による現役職員への働きかけの禁止

離職後に再就職した元職員（以下「再就職者」といいます。）は、再就職先に関する契約・処分等に関して、離職後２年間、現役職員に対する働きかけが禁止されます。（在職中に自ら決定した契約・処分に関する働きかけは、期限の定めなく禁止されます。）

(2) 現役職員が働きかけを受けた場合の届出義務

現役職員が再就職者から働きかけを受けた場合は、公平委員会に届け出なければなりません。

(3) 再就職状況の届出義務

課長級以上の職員であった者は、離職後２年間、離職時の任命権者に対し、再就職状況を届け出なければなりません。（平成28年４月１日以降の離職者から適用）

(4) 再就職状況の公表

再就職に関する公正性および透明性を確保するため、(3)により届出があった再就職状況について公表します。

なお、令和６年９月１日から令和７年８月31日までの届出件数は、11件でした。

9　職員の研修の状況

(1) 令和６年度に実施した研修の状況

職員の研修は、職員に公務員としての使命と責任の自覚を促し、職務の遂行に必要な知識、技能等を習得させ、その資質および職務遂行能力の向上を図ることを目的としています。

ア　自主研修

各種セミナーや通信教育講座、放送大学講座等の情報提供、研修情報誌の発行、書籍・DVD等の自己啓発資料の貸出などの支援を行いました。

イ　部局研修　（単位：件）

区　　分	件数	備　　考
部局研修	81	全16部局で実施

ウ　研修所研修　（単位：人）

区　　分			人数	備　　考
基本研修	新規採用職員研修(前期・中期・後期)		92	市政のしくみ、接遇、公務員倫理、パソコン、グループ演習等
	一般職員研修	民間企業体験研修	44	ﾎｽﾋﾟﾀﾘﾃｨやｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝの大切さ等
		実務に役立つ法律研修	164	法律知識の基本的事項、憲法、民法等
		地方公務員制度	62	人事機関、任用制度、給与制度等
		地方税財政制度	64	地方財政、地方交付税制度、地方税等
		地方自治制度	59	地方自治の意義、団体事務、公の施設等
		ストレスマネジメント	81	ﾒﾝﾀﾙﾍﾙｽ（ｾﾙﾌｹｱ）、ﾊﾟﾜｰﾊﾗｽﾒﾝﾄ防止
		クレーム対応力強化	78	ｸﾚｰﾑ対応の心構え、ﾋｱﾘﾝｸﾞ技法
	主任研修（主任、主査研修）	新任主任	64	ﾀｲﾑﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ、ﾁｰﾑﾜｰｸ、ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ等
		応用(政策課題研究提案)	59	政策課題の企画・立案、発表等
	主査研修	新任主査	56	多様な働き方、職場内のｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ等
	主席主査研修	新任主席主査級	49	ﾘｰﾀﾞｰｼｯﾌﾟ、ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ、問題解決等
	課長補佐研修	新任課長補佐級	50	目標管理、業務改善、ﾀｲﾑﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ等
		職場のメンタルヘルス対策	41	ﾒﾝﾀﾙﾍﾙｽ（ﾗｲﾝｹｱ）、ﾊﾟﾜｰﾊﾗｽﾒﾝﾄ防止
	課長研修	新任課長級	36	役割と仕事、部下指導、ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄの問題等
		人事評価制度	36	人事評価教育・一次評価者向け
		リスクマネジメント	55	地方公共団体に求められる内部統制
選択研修	業務遂行能力向上研修	財務事務	54	予算・財務規則の基礎知識等
		契約事務	34	業務委託の基礎知識等
		議会答弁基本研修	22	答弁要旨作成の基本的ルール
		法制執務	4	例規の制定・改廃の手続等
		実務に役立つ行政法	81	行政処分、行政手続
		債権回収実務	11	債権の分類、新民法のﾎﾟｲﾝﾄ、債権回収等
		建築関連技術	57	都市におけるまちづくりについて
		ＩＣＴ(14科目)	1928	ﾊﾟｿｺﾝ操作(ｴｸｾﾙ・ｱｸｾｽ等),情報セキュリティ等
	政策形成能力向上研修	基礎から学ぶ市民協働	48	協働実践のプロセス・要件、実践事例等
		行政法基礎ゼミナール	18	行政訴訟事例・判例の解釈等
		セミナー・講演会	205	応用研修発表会、心の健康セミナー
	組織力(職場活力)向上研修	デジタル推進主任・推進員研修	104	業務フロー佐作成、デジタル意識醸成ほか
		女性活躍推進	23	キャリアデザイン、自分の仕事の振り返り
		仕事の生産性向上	51	働き方改革、時間の使い方等
		ＯＪＴ実践	344	新採指導のポイント、フォローアップ
		業務ミス防止	32	事務処理ミス等の防止策等
		サービスマインド（接遇）向上	21	ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝの重要性、ｻｰﾋﾞｽﾏｲﾝﾄﾞの基本等
		定年延長者活躍	60	役割と心構え等
		会計年度任用職員	111	服務、公務員倫理、個人情報保護、接遇等
		ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽｷﾙｱｯﾌﾟ研修	20	チームワーク、主体性発揮等
派遣研修			91	秋田県自治研修所、市町村ｱｶﾃﾞﾐｰ、全国建設研修ｾﾝﾀｰ、国土交通大学校、自体大学校等

10　職員の福祉および利益の保護の状況

労働安全衛生法第66条の規定に基づき令和６年度に実施した健康診断のうち、主なものの受診状況、令和６年度に発生した公務災害の件数および秋田市職員互助会の状況等を掲載しています。

(1) 健康診断等の状況

（単位：人）

区　分	受診者数
定期健康診断	1,880
胃部検診	313
便潜血（大腸がん）	1,204
子宮がん検診	237
乳がん検診	186
情報機器作業従事者検診	22
アスベスト検診	22
腹部超音波検診	343
高気圧業務健診	60

(2) 公務災害の発生状況

（単位：件）

区分	申　請	認　定	不認定	継続審議
公務災害	13	12	－	1
通勤災害	1	1	－	－

(3) 秋田市職員互助会の状況

秋田市職員互助会では、秋田市職員の共済制度に関する条例に基づき職員の相互共済および福利増進を目的とする事業を行っています。

令和６年度の状況は、下表のとおりとなっています。

会員数		3,040人
会員掛金	金額	116,229,514円
	掛金率	給料月額×10／1,000
市補助金	金額	－
主な事業内容		各種慶弔給付、見舞金等 長期在会給付 選択型福利厚生事業 生命・損害保険、火災共済

(4) 職員の利益の保護の状況

職員の生活および身分の安定を通じて公務能率の増進を図ることを目的として、経済的利益と身分上の利益を保護するために、公平委員会に対して勤務条件に関する措置要求および不利益処分に関する不服申立てを行うことができることとしています。

令和６年度における勤務条件に関する措置要求および不利益処分に関する不服申立ての状況については、11の(1)および(2)のとおりです。

11　公平委員会の業務の状況

公平委員会は、職員によってなされた勤務条件に関する措置要求および不利益処分に関する不服申立てを審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる機関です。

(1) 勤務条件に関する措置要求の状況　（単位：件）

令和6.3.31現在 継続件数	令和6年度中 措置要求件数	令和6年度中 処理件数	令和7.3.31現在 継続件数
0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況　（単位：件）

区　分	令和6.3.31現在 継続件数	令和6年度中 措置要求件数	令和6年度中 処理件数	令和7.3.31現在 継続件数
分限処分	0	0	0	0
懲戒処分	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0
合　計	0	0	0	0

(3) 苦情相談の状況

（単位：件）

令和6年度中 相談件数	1